

## 三郷市社会福祉協議会ホームページ広告会員募集要項

三郷市社会福祉協議会は、住民のみなさんや行政・専門家の参加のもと、ともに協働して、地域のまちづくりに関する福祉事業の連絡・調整・調査・企画・事業をおこなう社会福祉法（第109条）に基づく公共性の高い非営利の民間団体です。

福祉サービスのあり方として、ニーズを持つ人ができるだけ、地域社会との関係を断たずに生活できること、それを行政制度だけでなく、隣人・友人が支えることが大切であるという考え方にたって事業をすすめています。

非営利団体だからこそできることに取り組み、地域福祉を推進するためには、活動の自主財源の確保が必要不可欠となっております。

三郷市社会福祉協議会の今後の成長へのご支援と、私どもの掲げる理念の具体化をさせるために、共に道を歩んでいただけるホームページ広告会員の皆さまを募集しております。

ホームページ広告会員の皆さまには、三郷市社会福祉協議会ホームページにバナー広告を掲載していただくことによって、企業名や商品をPRしていただきます。

当協議会に対するパートナーシップは、「地域に密着した企業」「福祉に関心のある企業」そこから連想される「人にやさしい企業」という企業イメージをオーバーラップさせて情報を発信できることが大きな魅力となります。また同時に、間接的に地域福祉の推進に寄与するという社会貢献的要素を持ちます。その社会貢献的要素を企業のマーケティング・プランに取り込むことで、企業イメージを高めるという効果に繋がります。

ご検討いただき、是非ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 1.ホームページ広告会員とは

社会福祉法人三郷市社会福祉協議会（以下、三郷市社協）の活動に賛同いただき、広告掲載料金での支援をいただける企業・団体をホームページ広告会員とします。

## 2.ホームページ広告会員の対象

- ①三郷市内に事務所（支社、支店、出張所等を含む）を有する企業・団体。
- ②主に三郷市内で活動しているサークルなど。
- ③三郷市内の町会・自治会など。
- ④三郷市周辺に事務所（支社、支店、出張所等を含む）を有する企業・団体。
- ⑤そのほか、福祉サービス、社会福祉施設関連の企業・団体。

ただし、以下の項目に該当する場合には、ホームページ広告会員になることができません。

- ①風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)において風俗営業と規定される業種
- ②風俗営業類似の業種
- ③消費者金融業
- ④たばこに関する事業者
- ⑤ギャンブルに関する事業者
- ⑥規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- ⑦法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- ⑧占い、運勢判断に関する事業者
- ⑨興信所・探偵事務所等の事業者
- ⑩債権取立て、示談引受けなどをうたった事業者
- ⑪法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う事業者
- ⑫民事再生法及び会社更生法による再生・更生の手續中の事業者
- ⑬各種法令に違反している事業者
- ⑭行政機関からの行政指導を受け、改善がなされている事業者
- ⑮政治活動又は宗教活動に係るもの
- ⑯団体等の意見広告を内容とするもの
- ⑰あたかも三郷市社協が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- ⑱そのほか、公序良俗に反していると三郷市社協が判断したもの

### 3.広告掲載料金

会費（広告掲載料金）は、年額です。

年度途中から広告を掲載する場合、掲載日の属する月の1日を基準にした月割料金が適用されます。

- ・掲載料金：36,000円/年度（1月あたり：3,000円）

### 4.サービス内容

- ①トップページサイド部分にバナー広告を掲載します。（バナーサイズ 150px\*100px）
- ②ホームページ広告会員一覧ページに広告を掲載します。（バナーサイズ 225px\*150px）
  - ・バナー広告はホームページ広告会員のウェブサイトのトップページまたはご指定のページにリンクします。
  - ・企業・団体・個人名及び1行広告（キャッチフレーズなど）または所在地・電話番号などを掲載します。

### 5.広告掲載期間

4月～3月（年度更新）

年度の途中からの広告掲載も可能ですが、その場合も3月までの掲載となりますので、ご了承ください。

### 6.その他

三郷市社協は、公共性の高い非営利の民間団体であるため、ホームページ広告会員申請時に簡単な審査を行いますので、ご了承ください。

広告掲載期間中のホームページ広告会員様の自己都合による掲載取りやめは可能ですが、会費の返金はいたしませんので、ご了承ください。